



# 佐賀県公報

平成19年  
10月5日  
(金曜日)  
第 12965号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (五三三・健康増進課) 一
- 土地収用法に基づく事業認定

(五三四・土地対策課) 一

- 佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により

開示請求できる個人情報の一部改正

(五三五・総務法制課) 三

- 土地改良区の定款変更

- 鳥栖市土地改良区営土地改良事業計画変更認可

(農地整備課)  
( ) 四

- 住民基本台帳ネットワークシステム県サーバーの借入れに係る一般競争入札

(市町村課)  
(公 告) 七

## 人事委員会事項

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第五百三十三号

○平成十九年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考の実施 (公 告) 七

●佐賀県告示第五百三十三号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古川康

- 一 担当する医療の種類 精神通院
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日
- (一) 医療機関

| 指定医療機関の名称 | 所 在 地            | 指定年月日     |
|-----------|------------------|-----------|
| らいふ薬局川副店  | 佐賀市川副町大字南里三六七番地七 | 平成一九・一〇・一 |

| (二) 薬局 |
|--------|
|        |

### ●佐賀県告示第五百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古川康

- 一 起業者の名称 嬉野市
- 二 事業の種類 嬉野市茶業研修施設整備事業及びこれに伴う附帯工事
- 三 起業地

(一) 収用の部分 佐賀県嬉野市大字岩屋川内字井手口地内

(二) 使用の部分 なし

#### 四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足するとの判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### (一) 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、嬉野市大字岩屋川内字井手口地内における二千九百十八平方メートルの土地を起業地とし、茶業研修施設（以下「本施設」という。）を整備する嬉野市茶業研修施設整備事業及びこれに伴う附帯工事（以下「本事業」という。）であり、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、これに伴う附

帶工事は、施設内の雨水及び雑排水を排水するために必要な排水管を公道下に埋設するもので、法第三条第三十五号に規定する施設に関する事業に該当する。

したがつて、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

## （二）法第二十条第二号の要件への適合性

食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第八条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされており、嬉野市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。したがつて、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

## （三）法第二十条第三号の要件への適合性

### ア 得られる公共の利益

茶業は、嬉野市の基幹産業である。

現在、嬉野市では、茶業担い手の急速な高齢化と後継者不足が進んでいる。

嬉野地区の茶樹は老齢化しているものが多く品質低下の一因となつているが、生産者の高齢化と相まって改植が進まない状況にある。また、うれしの茶の品種のうち八十三パーセントが特定銘柄のヤブキタに偏重していることから、摘採期が同時期となり、加工作業等が一時期に集中するため重労働となつてている。

さらに、九州各県の茶産地が独自ブランドで販売するなど産地間競争が激化している状況にあり、この競争に勝ち残るためには嬉野茶の品質向上が急務である。最近五年間の嬉野茶の一番茶の単価は、その最高値と最低値には最大一・八倍もの価格差があり、その差も年々広がる傾向

にある。これは茶工場間の茶製造技術の違いによる品質格差であり、このことによる嬉野茶のブランドイメージの低下が懸念されている。こうした状況のもと、嬉野市では、嬉野の茶業を存続・発展させていの確保・育成が不可欠であるとし、構造改革重点目標として既存の茶園の区画整理や狭地倒しを行い茶園の経営規模を拡大し、大型機械の導入を図ることにより、作業の効率化、コスト縮減及び農地・農作業の利用集積等の施策を実施されているところである。

本件事業は、佐賀県農政の基本計画である「食」と「農」の振興計画の中の「環境に優しい高品質茶生産技術の普及・定着、茶生産者が生葉の加工技術の研鑽等の行える茶業研修施設の整備」である。また、茶業経営基盤の安定及び後継者の育成を目指し、茶園管理等の栽培技術や加工技術に関する研修を徹底して行い、茶の生産・加工技術の高位平準化後継者への技術の伝承、ヤブキタ品種から他品種への改植等を図るための事業である。

本件事業の完成により、嬉野茶は、科学的根拠や指導に基づいた研修を通して、茶の品質向上を図り、茶業の発展による社会的・経済的効果が認められるものである。

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成十一年佐賀県条例第二十五号）に基づく環境影響評価対象の事業には該当していないことから、環境評価は実施されないが、本施設の完成後における影響として騒音が想定されることから、起業者が任意で既存の資料等を基に本施設から発生する騒音について検討したところ、法に基づく基準を満たすとされている。また、本件事業は工事内容等と周辺住宅の状況から、工事期間中に周辺環境に与える影響は軽微なものと考えられる。

さらに、事業計画に対する地域住民からの反対もない。

したがつて、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講すべき動植物、文化財等は見受けられないとされている。

したがつて、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、低迷している嬉野茶の品質向上による銘柄の地位の確立と茶生産農家の収入の安定を図ることを目的とし、茶園管理や栽培、品質管理等に関する講習会及び生葉から荒茶加工までの研修を行う研修会を開催できる施設等を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、嬉野市茶農家の戸数等を考慮して決定されているため、本件事業の事業計画は適正であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の位置、交通の利便性、事業費等を考慮して選定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、交通の便がよく、かつ、事業費の安価な本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

よつて、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するとの認められる。

したがつて、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### ア 法第二十条第四号の要件への適合性

#### ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(二)アで述べたように、本件事業の完成により、嬉野茶は、科学的根拠や指導に基づいた研修を通して、茶の品質向上を図ることができ、茶業の発展による社会的・経済的効果が認められるものであり、さらに佐賀県「食」と「農」の振興計画にある事業であることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、地元生産者、茶商関係者、消費者、農業協同組合等他団体三名からなる「うれしの茶活性化準備委員会」から早期完成に関する強い要望がある。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

嬉野市嬉野総合支所 農林課

#### ◎佐賀県告示第五百三十五号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古川 康

表の理学療法士採用試験の項の次に次のように加える。

|    |         |
|----|---------|
| 試験 | 作業療法士採用 |
|    | "       |
|    | "       |

## ○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年9月26日鳥栖市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年10月5日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成19年9月26日鳥栖市土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。

平成19年10月5日

佐賀県知事 古川 康

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月5日

取支等命令者

佐賀県経営支援本部市町村課長 山田昭子

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借物品及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ一式

(2) 賃貸借物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃貸借期間

平成20年3月1日から平成25年2月28日まで(60か月)

(4) 納入場所

佐賀県庁新行政棟5階

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす単一業者で、佐賀県知事の入札参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 入札説明書で定める入札参加資格確認申請提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(5) 国又は都道府県において下記アからウまでの機器の納入又は導入の環境構築を行った実績を有していること。

ア OS：HP-UX 9以上およびWindows server 2000以上を対象とする。

DBMS：ORACLE 8以上

イ 運用ツール：SystemScope／DeliveryManager, WebSAM Job Center

ウ 構成：クラスタ構成のサーバ機

(6) 当該物品の納入後、保守、点検、運用、修理その他のアフターサービスを、納入先の求めに応じて迅速に提供できる者であること。（保守業務の拠点は県庁舎から、概ね1時間以内の圏内とする。）

(7) 住民基本台帳ネットワークシステム又は他システムの保守、運用管理、監視業務等に携わった経験のある技術者を配置できること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 本館1階

佐賀県経営支援本部市町村課行政担当

電話 0952-25-7023 FAX 0952-25-7261

E-mail shichouson@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

入札説明書等の交付は、平成19年10月5日(金)から10月23日(火)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)、(1)の担当課で行う。また、同期間ににおいて佐賀県ホームページ(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>)にて、入札説明書(附属書類を除く。)を掲載する。

(3) 入札参加資格確認申請提出書類の提出

ア 提出物

入札説明書による。

イ 提出方法及び期限

持参又は郵送(書留郵便に限る。)とし、ファクシミリ、電子メール等の電送によるものは受け付けない。持参の場合、平成19年10月23日(火)午後5時までに必着とし、郵送の場合は前日中に必着とする。

ウ 番査

提出された書類等をもとに技術審査を実施し、仕様書で定める業務を遂行できると認められた者に限り入札の参加対象者とする。入札参加希望者は、申請書等の提出書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

エ 結果通知

審査結果は、平成19年11月2日(金)までに通知する。参加資格がない場合は結果と併せて、その理由を同通知中で示す。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなつたとき又は入札参加資格確認申請提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加することができない。

5 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 日時

平成19年11月19日(月)午前10時

(2) 場所

佐賀県庁本館1階 入札室(佐賀市城内一丁目1番59号)

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達日指定の書留郵便に限る。以下同じ。)により提出すること。

(4) 提出期限

持参により入札書を提出する場合は、平成19年11月19日(月)午前10時から午前10時30分までに(2)に掲げる場所まで持参すること。郵送により入札書を提出する場合は、11月16日(金)までに必着のこと。

(5) その他

入札に当たっては、入札参加資格確認通知書の写し及び入札保証金の納付を証明する書類を持参すること。郵送により入札書を提出する場合は、入札参加資格確認通知書の写し及び入札保証金の納付を証明する書類添付すること。

6 入札方法等

(1) 入札書には、本業務に係る賃借料の総額(消費税及び地方消費税を除く。)を記載すること。

(2) 電送による入札は認めない。

(3) 入札書をもつて入札する場合は、委任状を入札説明書に定める様式により作成の上持参すること。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正箇所を二重線で上書きしたうえで、当該箇所に押印しておかなければならぬ。ただし、金額欄を訂正することはできない。

(5) 入札又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすることができない。

- (6) 入札回数は、原則として3回を限度とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第2項第1号及び規則第115条第3項第1号の規定に該当する場合は免除する。なお、入札保証に係る保険金額は、入札金額の100分の5以上とし、契約保証に係る保険金額は、契約金額の100分の10以上とする。
- 8 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係ない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 第一回目の開札の結果、落札者がないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がない場合）は直ちに再度入札を行う。ただし、郵送により入札書を提出したものが、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は後日、日を改めて行う。
  - (4) 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
  - (5) 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としないことがある。なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。
- 9 入札又は開札の中止
- 次の各号のいづれかに該当する場合は、入札又は開札を中止する。
- なお、この場合の損害は入札者の負担となる。
- (1) 競争に参加し、及びこれに關係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
  - (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができなくなつたとき。
- 10 開札
- 開札は、5に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係ない職員を立ち合わせて行う。
- 11 入札の無効
- 次の各号のいづれかに該当する者が行つた入札は無効とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者
  - (2) 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行つた者
  - (3) 当該入札について不正行為を行つた者
  - (4) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
  - (5) 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
  - (6) 1者で2以上の入札をした者
  - (7) 代理人でその資格のないもの
  - (8) その他法令又は入札に関する条件に違反した者
- 12 契約書作成の要否 要
- 13 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨
  - (2) 談合情報があった場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。
  - (3) 談合どおりの開札結果となつた場合は、契約を締結しないことがある。

この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(4) 入札説明書及び仕様書の交付を受けた者は、本入札及び契約手続以外の

目的に供してはならない。情報の漏洩によって佐賀県又は第三者に与えた  
損害は、入札説明書及び仕様書の交付を受けた者において賠償するものと  
し、佐賀県は一切その責を負わない。これは、入札及び契約手続の終了後  
も同様とする。

(5) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

(6) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 Summary

A Nature and quantity of the products to be leased :

Computersystem 1 set

B Term of lease :

From March 1, 2008 to February 28, 2013

C Delivery Place :

The fifth floor of the Saga Prefectural government new

administrative building

D Tender day :

If you submit the tender documents by yourself, please bring them to Tender Room that is on the first floor of the Saga

prefectural government mainbuilding between 10am and 10:30am

on Monday November 19, 2007. If you submit the documents by mail, please ensure that they arrive by Friday, November 16.

E Queries :

Municipal Administration Division, Saga Prefectural Government,  
1-159 Jonai,Saga Prefecture,Japan 840-8570 TEL0952-25-7023

## ○ 人情公報

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）第

10条の6第8号の規定により、身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考を次とのおり行います。

平成19年10月5日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

#### 1 選考職種

行政、学校事務、警察事務

#### 2 受験資格

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までのいずれかの等級である者で次の(1)から(4)までの要件のすべてに該当するもの

(1) 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

(2) 介護者なしに職務の遂行が可能な者

(3) 活字印刷文による出題に対応することができる者

(4) 佐賀県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む）。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当する（準禁治産者を含む。）

#### 3 第1次選考

(1) 選考の実施日

平成19年11月11日（日曜日）午前

#### (2) 試験地

佐賀労働身体障害者教養文化体育館（佐賀市天祐一丁目8番5号）  
 試験種目、内容及び出題分野は次の表のとおりとします。

| 試験種目 | 教養試験  |
|------|---|
| 内 容  | 高等学校卒業程度の一般的知識及び一般知能についての五枝択一式問題40問による筆記試験  |
| 出題分野 | 社会科学（法律、政治、経済、社会一般、人権等）、人文科学（日本史、世界史、地理、国語、文学・芸術等）、自然科学（数学、物理、化学、生物、地学等）、文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈等 |

(4) 第1次選考合格者発表

第1次選考実施日当日の正午から佐賀労働身体障害者教養文化体育館内の選考会場前に合格者の受験番号を掲示します。

4 第2次選考

(1) 選考の実施日

平成19年11月11日（日曜日）午後

ただし、身体検査については、11月12日（月曜日）に実施します。

(2) 試験地

佐賀労働身体障害者教養文化体育館

ただし、身体検査については、佐賀県総合保健協会（佐賀市天神一丁目4番15号）にて実施します。

(3) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査

5 最終合格者発表

平成19年12月中旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

6 採用選考合格者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用選考合格者名簿に成績順に記載され、採用は、この名簿に基づき、任命権者が行います。

7 試験案内及び受験申込書の交付

(1) 交付場所

県人事委員会事務局

さが元気ひろば

佐賀中部保健福祉事務所

鳥栖保健福祉事務所

唐津保健福祉事務所

伊万里保健福祉事務所

杵藤保健福祉事務所

県総合福祉センター

産業技術学院

鹿島農林事務所

神埼土木事務所

(2) 郵便による請求方法

封筒の表に「選考請求」と朱書きし、120円切手をはつたあて先明記の定形の返信用封筒（角形2号封筒（縦33.2センチメートル横24センチメートル程度））を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。

(3) ホームページからダウンロードする方法

佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

8 受験申込の方法

(1) インターネット申込みの場合

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

(2) 持参及び郵送の場合

提出先 佐賀県人事委員会事務局（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

受験申込書に所定の事項を記入し、所定欄に返信用の80円切手をはり付けて提出してください。

9 申込みの受付期間

(1) インターネット申込みの場合

平成19年10月5日（金曜日）の9時から10月26日（金曜日）の17時までに受信したものを受け付けます。

(2) 持参の場合

平成19年10月5日（金曜日）から10月26日（金曜日）までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等の開庁日は除きます。

(3) 郵送の場合

平成19年10月5日（金曜日）から受け付けます。  
なお、10月26日（金曜日）の消印のあるものまで有効とします。

10 問い合わせ先

佐賀県人委員会事務局

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
電話番号 直通 0952-25-7295

申購  
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月五日印 刷及び發行者  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日  
所 毎週月曜日  
株 古川総合印刷  
水 金曜日  
金 印刷